

そうへいちゃんブランド認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 岩出市は、地域産業の振興に寄与するため、市の地域資源を活用した魅力ある岩出市産品を「そうへいちゃんブランド」として認証する事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 そうへいちゃんブランドの認証の申請ができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 市内に居住する個人事業者であって、岩出市の市民税を完納していること。
- (2) 市内に主たる事業所（本社又は開発機能を有する工場に限る。）を保有する法人又は団体であって、岩出市の法人市民税を完納していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業者であること。

(対象商品)

第3条 そうへいちゃんブランドの認証の対象となる商品は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 市内で栽培、収穫又は捕獲された農林水産物であること。
- (2) 前条の要件を満たす事業者が企画、製造又は加工した商品であること。
- (3) 市内で生産された原材料等を主原料として製造又は加工した商品であること。
- (4) 市内の名所、旧跡又は意匠を特徴的に表したもの若しくは岩出市産の材料を特徴的に使用した商品であること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める商品であること。

(申請)

第4条 企画及び販売する商品について、そうへいちゃんブランドの認証を受けようとする者は、そうへいちゃんブランド認証申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 住民票
 - イ 直近の確定申告書の写し
 - ウ 直近の市民税納税証明書
- (2) 法人又は団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 当該法人又は団体の概要が分かる書類（定款、規約、会則、構成員名簿等）
 - イ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）
 - ウ 直近の法人市民税納税証明書
- (3) 認証を受けようとする商品の写真又はパンフレット等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認証の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る商品の内容を審査し、第3条各号で掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、当該商品を認証するものとする。

2 市長は、前項の規定により認証した商品（以下「認証商品」という。）について、そうへいちゃんブランド認証通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認証の有効期限)

第6条 認証の有効期間は、認証を決定した日から3年間とする。

(認証を受けた旨の表示)

第7条 認証商品には、ロゴマーク（別図）を付して、認証を受けた旨を表示することができる。

2 ロゴマークは、認証商品以外に表示してはならない。

3 ロゴマークの表示に要する経費は、認証商品について第5条第2項の通知を受けたもの（以下「認証事業者」という。）が負担するものとする。

(認証内容の変更)

第8条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、あらかじめそうへいちゃんブランド認証変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 認証商品の仕様（軽微なものに限る。）

(2) 認証商品の包装又は容器に係るデザイン

(3) 認証商品の商品名

(4) 認証事業者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認すべきと認めるときは、そうへいちゃんブランド認証変更承認通知書（様式第4号）により認証事業者に通知するものとする。

(認証の更新)

第9条 認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする認証事業者は、当該認証の有効期間が満了する日の2月前までに、そうへいちゃんブランド認証更新承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、更新のための再審査を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により申請を受けた商品について、更新を認めるときは、そうへいちゃんブランド認証更新承認通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定により更新される認証の有効期間は、更新前の有効期間が満了する日の翌日から3年とする。

(遵守事項)

第10条 認証事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 認証商品の生産、製造、流通及び販売並びにロゴマークの活用を通じて、当該認証商品の情報発信を積極的に行うとともに、認証商品に関する問い合わせ等に誠実に対応し、そうへいちゃんブランドの価値及び知名度の向上に努めること。

(2) 認証商品を計画的に生産し、製造し、流通させ、及び販売する体制の整備に努めること。

(3) この告示の規定を遵守すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(事故等への対応)

第11条 認証商品を生産し、製造し、流通させ、及び販売する過程において、当該認証商品に係る事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認証事業者がその責めを負うものとし、当該事故等の解決のため、事故等の関係者に対する説明その他の対応を誠実に行わなければならない。

2 認証事業者は、事故等が発生したときは、速やかにそうへいちゃんブランド認証事故等発生報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 市長は、認証事業者又は認証商品が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その認証を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 認証事業者が虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) 認証商品の販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。

(4) 事故等により重大な被害が発生したとき、又は当該事故等を解決するために講じた措置が不適切であるとき。

(5) 認証事業者が次条の規定により認証を辞退したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、その認証を適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、そうへいちゃんブランド認証取消通知書（様式第8号）により認証事業者に通知するものとする。

(認証の辞退)

第13条 認証事業者は、認証を辞退しようとするときは、そうへいちゃんブランド認証辞退申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(公表)

第14条 市長は、認証状況のとりまとめを行い、公表するものとする。

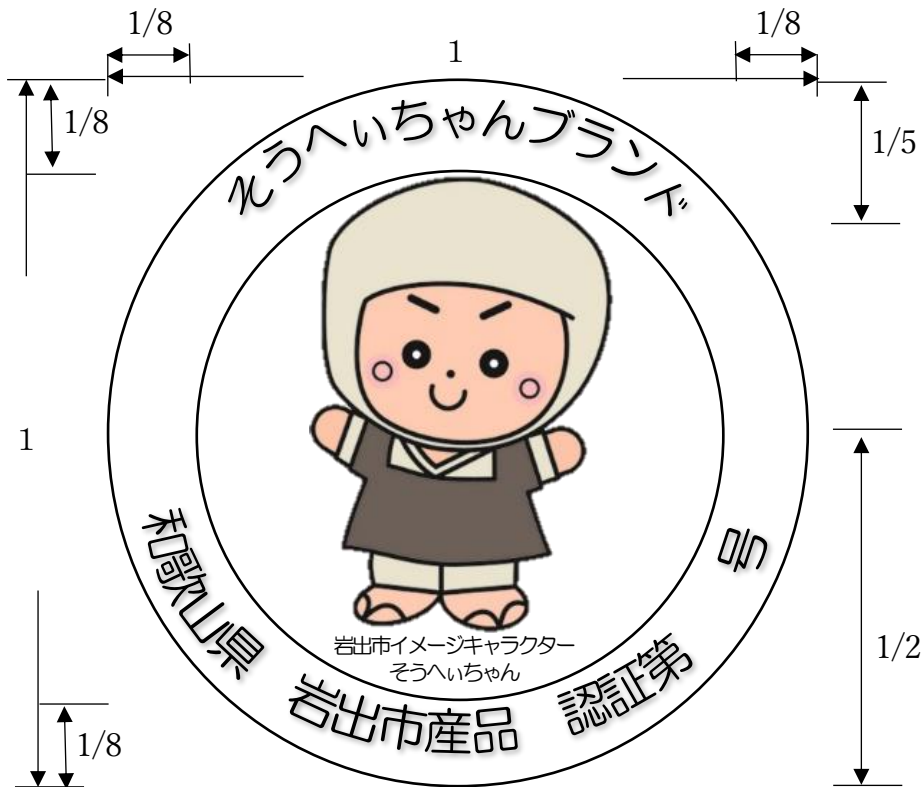
(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年12月13日から施行する。

別図（第7条関係）



- ・縦横比は1：1とする。
- ・上記の範囲の中心に「そうへいちゃん」の画像と「岩出市イメージキャラクター そうへいちゃん」の文字を記載する。
- ・外周から1／8の位置に円を記載する。
- ・上段1／5の範囲に「そうへいちゃんブランド」、下段1／2の範囲に「和歌山県 岩出市産品 認証第 号」の文字を記載する（番号部分に認証番号を記載）。
- ・文字はHG丸ゴシック M-PROとする。
- ・背景色は自由とする。
- ・事情により、上記の規定によらずに使用する場合は、事前に市長と協議の上、その指示に従うこと。